

平成27年 第12回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成27年10月8日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成27年10月8日(木)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (20人)

1番 高橋政敏 5番 平岡裕子

6番 佐藤和 7番 千葉惣永

8番 青柳良信 9番 齋藤瑠璃子

10番 佐藤二郎 12番 門脇博美

13番 藤村紀章 15番 倉橋重基

16番 大石温基 17番 佐藤善栄

18番 草薨隆 19番 山本實

20番 山手善美 21番 田村博美

22番 真崎純孝 23番 大石知

24番 糸井淳 27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (7名)

2番 藤村隆清 3番 野中秀人

4番 佐藤孝典 11番 沢山純一

14番 辻均 25番 藤原由悦

26番 鈴木八寿男

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項（相続等による取得）の規定による届出について
- (2) 農地転用農地の転用事実に関する照会書について
- (3) 平成 27 年度水稻作況調査の結果について

2. 議 事

(1) 議案第 32 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 33 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第 34 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定  
について

(4) 議案第 35 号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦                      参 事 門 脇 益 美  
係 長 檜 尾 健                              主 事 高 橋 直 人

7. 書 記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

24 番 糸 井 淳                              1 番 高 橋 政 敏

9. 会議の概要

議 長                      ただ今から平成 27 年第 12 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長                      農作業の真っ只中で欠席委員も多いことですが、議事についてスムーズな審議をよろしくをお願いします。

議 長                      それでは、本日の総会への出席委員は 20 名。欠席委員は 7 名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長                      次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長                      それでは議事録署名員に 24 番糸井委員、1 番高橋委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議 長                      本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長                      異議なしと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長                      《会務諸報告の朗読及び説明》（9 時 18 分）

議 長                      ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程 5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤局長                      報告 1。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定（相続等）による届出についてです。9 月 7 日から 10 月 7 日までに 7 名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

檜尾係長                      次に報告 2。「農地の転用事実確認に関する照会書」が秋田地方法務局

大曲支局から6件の照会がありました。照会①角館町小人町地区、照会②田沢湖神代字下生田地区、照会③田沢湖刺巻字明平地区、照会④角館町西長野地区、照会⑤田沢湖生保内字田向地区、照会⑥西木町上桧木内字堀内地区です。現地確認は各担当地区農業委員及び隣接農業委員の3名に現地確認をして頂いております。あわせて各照会については、法務局へ回答済となっております。以上です。

伊藤局長 次に報告3。平成27年9月総会後に行いました作況調査の結果につきまして報告致します。各地区2カ所、計6カ所の圃場の現地調査を行い、記載して頂きました調査票を事務局で集計した結果になります。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第32号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成27年10月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が西木町小淵野地区4筆。面積が田〇〇㎡。譲渡人は西木町小淵野地区にお住まいの〇〇さん。譲受人は同じ小淵野地区の〇〇さんでございます。利用目的は田として。売買価格は無償での3条所有権移転です。譲受人は農業者年金受給者で後継者移譲をしておりますので、農地取得後は即座に後継者へ贈与を受けた農地の経営を譲ることとなっております。

申請事由は譲渡人が体調が悪く、農作業が困難なため知人である譲受人へ無償で譲渡すものであります。

続いて整理番号2番、農地の所在が田沢湖神代地区の1筆。面積が〇〇㎡。3条賃貸借の案件です。貸付人は田沢湖神代地区の〇〇さん。借受人は同じ神代地区の〇〇さんでございます。利用目的は田。賃貸借料は〇〇円/10アール、年額〇〇円、期間は3年です。申請事由は賃借人の農地が近くにあることと貸付人の耕作農地から離れているおり、耕作が不便なことから賃貸借契約をすることとなりました。

続いて整理番号3番、農地の所在が西木町桧木内地区の14筆、面積が〇〇㎡。3条賃貸借の案件です。貸付人は西木町桧木内地区の〇〇さん。借受人は西木町桧木内地区の〇〇さんでございます。利用目的は田。賃貸借料は〇〇円/10アール、年額〇〇円、期間は5年です。申請事由は貸付人の後継者は他業種に就業しており、高齢で農業が出来なくなっていることから、水稻を作付けしている農地については、借受人へ賃貸借することとなっております。

以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番の担当委員の2番委員は欠席ですので、整理番号2番については現地確認報告をお願いいたします。

1番高橋 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番について、担当委員の3番委員が欠席になります。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第32号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第32号については許可することに決定します。 (9時34分)

議長 次に、議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成27年10月8日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

樫尾係長 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖生保内地区。登記簿現況共に畑。面積が1筆合計〇〇㎡。所有権移転です。譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さんです。譲受人が田沢湖生保内地区の〇〇さんです。転用目的は堆雪場です。転用理由は、現在譲受人が居住している建物敷地が手狭であることから、隣接している申請地を譲り受け、堆雪場として利用したい。次に整理番号2番、農地の所在が田沢湖神代地区。登記簿現況共に田。面積が1筆〇〇㎡、賃貸借です。貸付人は田沢湖神代地区の〇〇さんです。借受人が大仙市で営業しております〇〇です。転用目的は認知症対応型共同生活介護施設です。転用の理由は、現在運営している介護施設規について賃貸借契約が切れることと今後経営規模拡大に伴い、敷地が手狭になることから新たに申請地に介護施設の建築を行うとのことです。次に整理番号3及び4、農地の所在が田沢湖卒田地区、登記現況ともに田・畑、面積は田7筆、畑2筆合計〇〇㎡のうち〇〇㎡。賃貸借になります。賃貸人は田沢湖卒田地区の〇〇、賃借人は角館町広久内地区の〇〇です。転用目的は、卒田地区で継続して行われている砂利採取について、以前許可のあった地番が終了したこと

から、その地番を一時転用にて仮設運搬路として利用し、隣接農地を新たに砂利採取地として利用するとのことです。次に整理番号5番、農地の所在は角館町西田地区、登記現況ともに田、面積は1筆〇〇㎡、所有権移転となります。譲渡人は角館町西田地区の〇〇さん、譲受人は角館町西長野地区の〇〇さんです。転用目的につきましても、近接に建設されております市立角館病院に近く、今後岩瀬北野線の開通などもあり、周辺に住宅地も形成されており、今後貸家需要が見込めることから当該地の造成を行い、共同住宅の建築を行いたいとのことです。以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。整理番号1番の担当委員は欠席になりますので、整理番号2番につきまして1番高橋委員よりお願いします。

1番高橋 報告申し上げます。整理番号2番につきまして現地を確認致しましたが、事業主の代表の方と所有者、農業委員会事務局の立ち会いで申請地を確認致しましたが、介護事業所の新築と排水対策につきましても土地改良区からも同意を頂いております。今後造成する場合には盛り土をしますが土の流出対策や隣接農地への対応など被害が及ばないように管理と対処をして頂くようお願いしました。なにか不測の事態が発生した場合については土地改良区・事業所などにより協議をするとのことです。申請地は基盤整備事業を行った農地ですが、償還金につきましても、全額繰り上げ償還を行うとのことです。報告は以上になります。

議長 整理番号2番の報告が終わりました。整理番号3番、4番につきまして2番真崎委員よりお願いします。

22番真崎 整理番号3番、4番につきましても、現地確認の報告を致します。この申請地につきましても3年連続の砂利採取の地区となっております。年々

隣接地へと移動する形で砂利採取を行っております。今後も砂利採取を続けていくこととなりますが、用排水路につきましては保護を行い、地下水などの不測の事態には責任を持ってすぐに対応するとの話を聞いております。報告は以上になります。

議長 説明が終わりました。整理番号5番の担当委員は欠席になりますので、現地確認報告を終わりとします。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 無いようですので、議案第33号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第30号については許可相当とすることに決定します。 (9時51分)

議長 次に、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを上程します。説明をお願いします。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町菌田地区で登記簿現況共に田、1筆。面積が〇〇㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は埼玉県朝霞市の〇〇さん。移転を受ける方は角館町菌田地区の〇〇さん。利用目的は田として。売買価格が10a当たり〇〇円の総額〇〇円。資金は自己資金での対応となっております。次に整理番号2番、農地の所在が田沢湖田沢地区で登記簿現況共に田、1筆。面積が〇〇㎡。賃貸借の案件でございます。賃貸人は田沢湖田沢地区の〇〇さん。賃借人は田沢湖生保内地区の〇〇さん。利用目的は田として。賃貸借料は10a当たり〇〇円の年額〇〇円。水利費は借人負担となっております。また整理番号3番から16番までは農地中間管理事業の報告案件です。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので説明は

割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。中間管理事業につきましては十分農山村活性課と事務局で相談などを行っておりますし、農用地利用調整会議にて問題ないと判断されておりますが、この内容にご意見ご質問等ございませんか。

15番倉橋 水稲とそばの作付けをしている場合、水稲部分の農地を中間管理事業を利用して貸付を行って、そばのみで経営を行っていくことは問題ないのか。

高橋主事 その場合は問題ありません。

伊藤局長 今までは、離農する方々の利用を全面的に出しておりましたが、経営転換の補助事業という面もありますので、1部門を縮小して、他の1部門で農業経営を行うということもあると思われれます。

議長 他に質問などございませんか。

8番青柳 私も中間管理事業を利用しておりますが、契約により貸し手・借り手双方が10年間農地の売買などを行えず、行った場合は補助金の返還の可能性もあるとのことですが、途中で投げ出すことができないという責任が生まれると思っています。貸し手・借り手双方の協力が不可欠になってきていると考えます。

議長 ありがとうございます。他に質問などございませんか。

9番齋藤 先ほどの16番さんの質問についてですが、経営転換で水稲をすべて貸付した後に、そばで農業経営を行っていった。その2～3年後にやはり水稲も再度やってみようと考えた場合、貸している水稲作付しているうちを返してもらって水稲を改めて再開することは、事業的にはできるのでしょうか。

議長 すでに水稲からそばへの経営を転換して、補助金をもらっていることな

ので再度水稲は無理だと思われます。お金が絡んでくる事柄ですのでなかなか簡単にはいかないと思います。

伊藤局長 経営転換協力金につきましては、農地の調査を行う義務があるようですので、再度の水稲は無理かと思われます。転作確認などで行われることとなります。

9番齋藤 その調査を行う団体はどここの団体になりますか。

伊藤局長 市農林部の農山村活性課内の地域農業再生協議会になります。

議長 他に質問などございませんか。

23番大石 先ほど8番委員さんが話していた内容にも関連しますが、途中で受け手がリタイアした場合、次の耕作者を所有者自身で探すと話していた真下が、中間管理機構との意見懇談会の際に、そのような状況になった場合は中間管理機構が新たな耕作者を探すと話をしていたのですが、それについては無くなったのかというのが1点。もう1点は1作柄に特化して、契約後の何年後かにその耕作を辞めて、農地が草地等になった場合はどのような対応が考えられるか。回答をお願いします。

高橋主事 1点目の中間管理機構が新たな耕作者を探すことについては、中間管理機構では仙北市内の農地状況を具体的に把握はしてないと思われます。そのことからそのような状況になった場合は、市地域農業再生協議会や耕作して頂いてた農業者の方の知り合いなどに新たな耕作者を探していただくことになるかと思われます。中間管理機構では新たな耕作者は探せないと思われます。

伊藤局長 もう1点につきましては、中間管理機構へこのような質問があった旨を伝えて協議したいと思われます。

議長 もう1点の質問につきましては宿題でよろしいでしょうか。

23番大石 はい

議長 他に質問などございませんか。

議長 無いようですので、議案第34号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第34号については許可相当とすることに決定ます。(10時24分)

議長 次に、議案第35号、現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程ます。説明をお願いします。

樫尾係長 それでは議案第35号、現況非農地証明願いについて内容説明致ます。

整理番号1番、農地の所在は、角館町川原地区、登記現況ともに畑、面積につきましては、1筆〇〇㎡。申請者は〇〇さん、非農地の事由としましては、昭和47年月日不詳から原野化しているとのこと。次に整理番号2番、農地の所在は西木町小山田地区、登記現況ともに畑、面積につきましては、1筆〇〇㎡。申請者は〇〇さん、非農地の事由としましては、平成年月日不詳から原野化してます。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告をお願いします。整理番号1番については24番糸井委員から報告をお願いします。

24番糸井 申請の農地につきましては、昭和47年の集中豪雨があつた時に桧木内川の氾濫などにより土砂等に流された農地になります。それ以来農地として復旧することが難しくなり、土質も砂利などが含んだ状態で、耕起をすることが不可能な状態にあります。このことから申請人は非農地の申請をおこなつたのであります。申請地については非農地で認めざるえ

ないと思われます。以上です。

議長 次に整理番号2番については21番田村委員から報告をお願いします。

21番田村 9番委員さんと10番委員さんと事務局で現地を確認しています。資料の写真にあるとおり農地としては、見込みがないとみております。今後申請地は町道として利用されるという計画もあるようですので、非農地として認めざるえないと考えます。以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『異議無し』の声

議長 無いようですので、議案第35号については非農地として認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第35号については非農地と判断をし、許可することに決定します。(10時35分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 <9月議会終了の報告・市職員不祥事等について議会対応について>

議長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 報告はとくにありません。

議長 土地改良区からの報告はありますか。

16番大石 ありません。

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 今年度産の仮払い金額がJAおばこでは10,000円ということで、お知らせをしております。ただこれについては9月11日の全県組合長会議で全農からの提示があり、10,200円となっております。それを

受けての各JA手数料定額の453円を差し引くことにより、JA単位で違う価格にはなりますが9,700円弱の金額です。これを基本として各JAで協議で行った金額となった経緯であります。作況状況については、総会資料でもありましたが、大きな落ち込みはないと考えております。ただ現在、おばこの集荷状況も5割程度ですので、最終的な報告は来月になるかと思われます。後は若干ですがカメ虫被害が出ておりますし、一等米比率も98%~99%となっております。以上です。

議長 次に、連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 <協議事項 第59回農業委員大会提出議案(案)の意見について・今後の日程>

10月27日(火)農用地利用調整会議 場所:西木総合開発センター「農林研修室」9時

11月2日(月)第59回秋田県農業委員会大会 場所:鹿角市「鹿角市文化の杜交流館」

11月3日(火)県外先進地視察研修(八戸市)

11月6日(金)第13回農業委員会総会 場所:西木総合開発センター「集会室」

議長 協議事項について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成27年第12回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時49分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 2 7 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 員 2 4 番 \_\_\_\_\_

署 名 員 1 番 \_\_\_\_\_